

## 春日井市農業委員会の委員の選任に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、春日井市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)の選任の手續等について、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)及び農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (推薦及び募集)

第2条 法第9条第1項に規定する農業委員の推薦及び募集は、次の区分による。

- (1) 農業者等の個人からの推薦(以下「個人推薦」という。)
- (2) 農業者が組織する団体その他の団体からの推薦(以下「団体推薦」という。)
- (3) 公募

### (推薦及び応募の資格)

第3条 農業委員として推薦を受ける者及び公募に応募する者(以下これらの者を「被推薦者等」という。)は、法第8条に定める要件を満たすほか、農業委員の選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 農業委員会委員と兼職を禁止されている職にある者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

### (推薦手續等)

第4条 農業委員の推薦は、次の各号に掲げる推薦の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人推薦 春日井市農業委員会委員推薦申込書(個人用)(第1号様式)による推薦
- (2) 団体推薦 春日井市農業委員会委員推薦申込書(団体用)(第2号様式)に

よる推薦

2 前項各号に規定する推薦申込書は、市長が指定する場所へ直接又は郵送により提出するものとする。

(応募手続等)

第5条 農業委員に応募しようとする者は、春日井市農業委員会委員応募申込書(第3号様式)を市長が指定する場所へ直接又は郵送により提出するものとする。

(推薦及び募集の周知)

第6条 市長は、農業委員の推薦及び募集に当たっては、推薦及び募集の期間、書面の提出方法その他必要な事項を次に掲げる方法により、農業者、農業者の組織する団体その他の団体及び関係者への周知に努めるものとする。

(1) 担当窓口における閲覧及び配布

(2) 出張所及び公民館における配布

(3) 広報紙及びのホームページへの掲載(第9条の規定による農業委員の補充を除く。)

(4) 市役所前掲示板への掲示

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

(被推薦者等の公表等)

第7条 市長は、推薦及び募集の状況について、省令第6条に規定する事項のほか、市長が必要と認める事項を推薦及び募集期間の中間及び終了後に、担当窓口及びホームページにおいて公表するものとする。

(候補者の選考)

第8条 市長は、第3条に規定する資格要件を全て満たした被推薦者等の総数が春日井市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員定数条例(平成28年春日井市条例第23号)第1条に定める農業委員の定数を超えた場合その他必要と認める場合は、春日井市農業委員選考委員会に、候補者(以下「候補者」という。)について意見を求めるものとする。

(農業委員の補充)

第9条 市長は、農業委員の欠員が定数の6分の1を超えた場合は、この要綱に規定する手続に基づき、速やかに農業委員を補充しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、欠員数が欠員限度数を超えない場合において、春日井市農業委員会の運営に著しい支障が生ずる恐れがあると認めるときは、農業委員を補充することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市農業委員会の委員の選任に関する要綱の規定に基づいて調製されている用紙類は、改正後の春日井市農業委員会の委員の選任に関する要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。